

各常任委員会の審査

本会議から付託された議案審査の主な内容は次のとおりです。

総務市民常任委員会

総合病院の跡地利用で一部を群馬バス学園に無償貸付

渋川総合病院の閉院により、その跡地の利用を図るため、学校法人群馬バス学園へ無償で貸し付けるものです。なぜ無償なのか、またほかの自治体では、教育機関誘致で、どのような対応をしているかなど質疑がありました。

市から有償貸付の場合、これまでの企業債の一括償還や補助金の返還が求められる。修繕費用など市の負担が多くなる。無償貸付の方が、市の財政負担は大幅に軽くなる見込み。ほかの自治体では、土地の購入や校舎建設費の一部を補助している自治体もあるなど答

弁がありました。

審査の結果、6人の委員で可決同数となり、委員長裁決により可決になりました。



跡地活用される渋川総合病院

個人番号の利用と情報提供に関する条例を制定

渋川市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

経済建設常任委員会

市道の廃止と認定

祖母島地区5路線、横堀地区1路線の市道の廃止議案は、全会一致で可決されました。

祖母島地区4路線、半田、北橘、渋川地区各1路線の市道の認定議案は、全会一致で可決されました。

スカイテルメ渋川などの指定管理者の指定

子持ふれあい館、白井温泉こもちの湯については、引き続き経営改善に努めていくという説明があり、指定管理者は子持産業振興株式会社とするものです。

スカイテルメ渋川のパーデプールの利用は、利用者減、施設改修費が高額となるため、引き続き休止になるとの説明がありました。指定管理者は株式会社日本水泳振興会群馬支店です。ユートピア赤城、赤城



スカイテルメ渋川

農業委員会の委員の定数を30人から19人

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、現行の農業委員会の委員の定数を30人から19人に、また新たに渋川市農地利用最適化推進委員を42

教育福祉常任委員会

人選任するものです。各委員の報酬等は、今後予算査定をしていくということが示されました。

小口資金融資促進条例を一部改正

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例は、中小企業信用保険法の一部改正に伴う所要の改正をしようとするもので、全会一致で可決されました。

老人福祉センターなどの指定管理者の指定

公の施設の指定管理者の指定について8議案が付託されました。

渋川老人福祉センター等6施設を社会福祉協議会に、渋川市地域活動支援センターかえでの園を特定非営利活動法人ハンドインハンドへ、また渋川市武道館、渋川市民体育館、有馬野球場

の施設管理と渋川中学校、渋川北中学校、古巻中学校の夜間照明施設を渋川市公共施設管理公社に指定管理者を決定する議案は可決されました。

委員から、生徒の安心・安全を守るために、日暮れが早い時期には照明を使用できるようにすべきとの意見が出されました。

| 番号 | 施設等 | 指定管理者 |
|----|----------------------------------|-----------------------|
| 1 | 渋川市民会館 | 渋川市公共施設管理公社 |
| 2 | 渋川市武道館 | |
| | 渋川市民体育館 | |
| | 渋川市有馬野球場 | |
| | 学校運動場等照明施設 (渋川、渋川北及び古巻中学校各校庭) | |
| 3 | 渋川市子持福祉会館 | 渋川市社会福祉協議会 |
| 4 | 渋川市渋川老人福祉センター | |
| 5 | 渋川市小野上地域福祉センター | |
| 6 | 渋川市子持老人福祉センター | |
| 7 | 渋川市小野上高齢者生活福祉センター | 特定非営利活動法人 ハンドインハンド |
| 8 | 渋川市子持高齢者能力活用センター | |
| 9 | 渋川市地域活動支援センター かえでの園 | 国立病院機構 西群馬病院 |
| 10 | 渋川市地域医療支援センター | |
| 11 | 渋川市白井宿ふるさと物産館 | 子持産業振興株式会社 |
| | 渋川市子持ふれあい館 | |
| | 渋川市白井温泉こもちの湯 | |
| 12 | 渋川市スカイテルメ渋川 | 株式会社日本水泳振興会 群馬支店 |
| | 渋川市渋川温泉スタンド | |
| 13 | ユートピア赤城 | |
| | 赤城の湯ふれあいの家 | |
| | 渋川市敷島温泉スタンド | |
| 14 | 渋川市都市公園等 | 渋川市公共施設管理公社 |

中学校統合に伴い通学バス条例の一部を改正

渋川市通学バス条例の一部を改正する条例は、小野上中学校と子持中学校の統合によるバス路線の追加です。小型マイクロバス(10人乗り)とマイクロバス(20人乗り)の2台を使用し、小野上地区から子持中学校への通学バスとするもので、全会一致で可決されました。



通学バス

いじめ問題に関する条例を制定

渋川市いじめ問題対策連絡協議会等条例は、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が国会で成立したのを受けて、必要な組織を設置

するために条例を制定するものです。

連絡協議会の委員は、15人以内で、市、学校、警察その他のいじめ防止等に関する機関及び団体に属する者で、市教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱するとありますが、委員からは「幼児関係者」も連絡協議会の委員にするように意見が出されました。

いじめ調査委員会は5人以内の学識経験者、医療関係者、法律専門家、教育関係者、教育長が特に必要と認める者で組織され、委員の任期は1年とし、再任は妨げないものです。

また、いじめ問題再調査委員会は、委員を別に置き、市長の諮問に応じ、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき必要な調査・答申をするものです。

全会一致で可決されました。